



JR東日本八王子支社

組合員差別事件

勝利命令

3月19日、JR東日本輸送サービス労働組合八王子地本の仲間がたたかってきた「JR東日本八王子支社差別事件」で、東京都労働委員会は「不当労働行為認定」を言い渡しました。

東京都労働委員会の判断内容

1. 立川駅長(当時)における面談発言と、立川運転区副長(当時)における面談発言で共通している判断

◆会社は、立川駅長(当時)に「嚴重注意処分」、立川運転区副長(当時)に対して「訓告処分」を発令し、「再発防止策を講じ、組合との関係は既に説明を行い解決済み」と主張していましたが、①団体交渉で「不当労働行為と認めていない」こと、②「集団的労使関係が正常に回復されたとまでは断ずることはできない」こと、③「類似の行為が繰り返されるおそれがあったとは言えない」と認めませんでした。

◆勤務時間中に職制が部下に対して行った使用者としての行為であり、職務と離れた個人的な関係に基づいて発言したものではない。

2. 立川駅長(当時)における面談発言について

◆「組合から脱退するよう、又は加入を思いとどまらせるよう働きかけている」ことから、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であり、会社による組合の運営に対する支配介入に当たる。

3. 立川運転区副長(当時)における面談発言について

◆「労働組合に加入しているかを確認した上で、主任試験合格を動機付けとして労働組合から脱退するよう働きかけている」ことから、組合の運営に干渉し、組合を弱体化させる行為である。



JR東日本輸送サービス労働組合
八王子地方本部の見解はこちらから⇒



JR東日本の 不当労働行為認定!

誰もが安全で安心して働ける健全なJR東日本・グループ会社を再構築するため、あらゆる不法行為根絶、不条理を許さないためにJTSUの仲間は声を上げ続けます!